

学振特別研究員採用に伴う 日本学生支援機構奨学金の辞退について

令和7年度日本学術振興会特別研究員に採用が内定し、日本学生支援機構奨学金の貸与期間が2025年4月以降も残っている場合は、下記のとおり4月以降の奨学金辞退の手続きを行ってください。

なお、大学院第一種奨学生は、今年度（令和6年度）の「特に優れた業績による返還免除」の申請資格があります（来年度以降は申請できません）。

記

1. 辞退手続 : 辞退の「異動願」を提出、かつ継続願にて「奨学金の継続を希望しません」を選択してください

※ 様式は下記URLからダウンロードしてください。

https://www.u-tokyo.ac.jp/ja/students/welfare/h02_01_08.html



2. 手続期限 : 令和7年1月24日（金）

※ 補欠者は継続願にて継続を選択し、採用が決まり次第、辞退の異動願を提出してください。

3. 提出先 :

〒113-8654 東京都文京区本郷7-3-1

東京大学本部奨学厚生課 JASSO担当 宛

<問い合わせ先>

E-mail : syougaku.adm[at]gs.mail.u-tokyo.ac.jp

※[at]は@に置き換えてください。

9時00分～17時00分 ※土日祝日、年末年始（12/28～1/4）除く

4. その他 :

- ・「特に優れた業績による返還免除」の申請希望者（第一種貸与者のみ）は、令和6年12月下旬以降、各研究科等（専攻）の担当係で詳細をご確認ください。
- ※ 各研究科等（専攻）により申請方法・申請期間は異なります。

令和6年12月25日
本部奨学厚生課